

広島市北部認知症疾患医療センター
運営事業者募集要綱

令和5年(2023年)2月
広島市健康福祉局高齢福祉部
地域包括ケア推進課

1 公募の趣旨

「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（平成26年7月9日付老発0709第3号厚生労働省老健局長通知別添2、別紙1）に基づく認知症疾患医療センター（地域型、以下「センター」という。）を設置するため、その運営事業者を選定するものです。

2 センターの設置基準

センターは、平日、週5日の稼働を原則とし、以下の基準を満たすものとします。

(1) 専門医療機関としての要件

ア 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その体制が確保されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整、診断後の相談支援など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

イ 人員配置について、次の(7)から(9)を満たしていること。

(7) 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師が1名以上配置されていること。

(8) 公認心理士又は臨床心理士等の専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

(9) 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センター等との連絡調整及び医療相談室の業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

ウ 検査体制について、次の(7)及び(8)を満たしていること。

(7) 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（以下「CT」という。）及び磁気共鳴画像装置（以下「MRI」という。）を有していること。

ただし、MRIを有していない場合は、それを活用できる体制（他の医療機関との連携体制を含む。）が整備されていること。

なお、CTについては、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがCTを有しているとみなすこととする。

(8) 脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制を含む。）が整備されていること。

エ 認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、次の(7)又は(8)のいずれかを満たしていること。

(7) 認知症の行動・心理症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること。

(8) 身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症の行動・心理症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること。

(2) 地域連携推進機関としての要件

ア 認知症疾患医療連携協議会

地域の連携体制強化のため、保健医療関係者、介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された認知症疾患医療連携協議会を開催又は参加し、地域の認知症に関する支援体制づくりに取り組んでいること。

イ 情報センター機能

地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行っていること。

ウ 研修会

認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症の人の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

3 センターの業務内容

センターは、以下の業務を行うものとします。

(1) 専門医療相談の業務

ア 認知症疾患患者・家族等の電話又は面談による医療相談に応じ、専門医療に係る情報等を提供するとともに、必要に応じて医療機関等の紹介・調整を行うこと。

イ 急性期入院治療を終えた患者が退院して在宅療養できるよう、広島市内の各区役所地域支えあい課、地域包括支援センター、かかりつけ医等の医療機関等との連絡調整を行うこと。

(2) 専門医療機関としての業務

ア 認知症疾患の初期診断又は鑑別診断を行い、これに基づき治療方針を選定するとともに、必要に応じて入院先を紹介すること。

イ 認知症疾患の身体合併症と認知症の行動・心理症状の初期診断及び治療（急性期入院医療を含む。）を行うとともに、連携する医療機関の空床情報を把握し、必要に応じて急性期入院治療を要する認知症患者の入院先を紹介すること。

(3) 地域連携業務

ア 認知症サポート医を始めとする保健医療福祉関係者等を対象として、認知症の専門医療に関する知識の向上を図るため、研修を自ら実施し、又は本市（本市からの委託を受けた者を含む。）が実施する研修に協力すること。

イ リーフレット又はチラシ及びホームページ等により市民及び保健医療福祉関係者を対象とした認知症に関する情報発信を行うこと。

ウ 次の業務は、本市が指定したセンターのうち、本市が指示したセンターにおいて実施するものとする。

(7) 地域の連携体制強化のため、認知症疾患医療センター、保健医療福祉関係者、地域包括支援センターなど介護関係者、有識者等による認知症疾患医療連携協議会を開催すること。

また、必要に応じて、地域の医師会との連絡会議等を開催すること。

(8) 市民の認知症に関する理解を促すため、市民公開講座を企画・実施すること。

(4) 診断後等支援業務

診断後等支援業務の内容は、次のア及びイとし、そのいずれか又は両方の取組を行うものとする。

ア かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携の上、必要に応じて、診断後や症状増悪時において、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、必要な相談支援を実施すること。

イ 既に認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動を実施すること。

(5) その他

ア 本公募により設置するセンターの名称は「広島市北部認知症疾患医療センター」とすること。

イ センター業務の遂行に当たっては、本市が指定する他のセンター及び広島県が指定するセンター等と十分な連携を図ること。

ウ 医療相談室に専用の電話及びFAXを1台以上設置するとともに、専用電子メールアドレスを取得すること。

エ センター業務に係る施設・設備・備品の整備等に要する費用は、運営事業者の負担とする。

4 募集事業者数等

募集事業者数等は、以下のとおりとします。

区 分	募 集 対 象	募集事業者数
広島市北部認知症疾患医療センター	主に安佐南区及び安佐北区に居住する市民の受診等に対応できる地域に所在する医療機関	1事業者

5 指定期間

国との協議が整い次第指定することとし、指定期間は、令和5年10月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、本事業に係る予算が成立しない場合、国との協議に時間を要する場合は、指定の始期が遅くなること、又は指定できないことがあります。

指定後において、運営事業者が本事業に係る委託契約書又は関連する法令等に定められた事項を遵守しない場合は、期間の満了を待たずに指定を取り消すことがあります。

なお、指定の取消等により運営事業者が損害を受けることがあっても、その損害を本市に請求することはできないものとします。

また、運営事業者が指定を辞退する場合は、センターの運営を中止する日の属する月の前々月末日までに広島市長へ書面により届け出ることとします。

6 委託料について

指定された運営事業者とは、毎年度、本事業に係る業務委託契約を締結するものとし、委託料の額は、本市の予算の範囲内の額とします。

(参考) 令和5年度当初予算(案)

1センター当たりの委託料 4, 119千円

※ 10月1日から翌年3月31日までの半年分の額であり、業務委託の期間の変更があった場合は、その期間に応じた額とします。

※ 認知症疾患医療連携協議会を開催するセンターに対しては、282千円を加算します。

※ 市民公開講座を開催するセンターに対しては、400千円を加算します。

※ 今後、国庫補助金に変更があった場合等において、委託料の額を変更することがあります。

7 応募要件

以下の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 認知症疾患に係る専門的医療を提供している医療機関(応募書類の受付締切日において広島市内に所在するものに限る。)を開設又は管理しており、かつ当該医療機関に、本要綱2に定める基準を全て満たすセンターを設置し、本要綱3に定める業務を公正、円滑かつ安定的に実施できる事業者であること。

- (2) 健康保険法第63条第3項第1号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない事業者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置要件に該当しない事業者であること。
- (5) 直近5年間の法人税、消費税及び地方消費税、道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- (6) 役員の中に禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (7) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている事業者でないこと。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの

イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

8 応募について

(1) 提出書類

以下の①から⑦までの書類について、原本1部、原本のコピー7部を提出してください。

- ① 広島市北部認知症疾患医療センター応募申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 広島市北部認知症疾患医療センターの運営方針（様式3）
- ④ 広島市北部認知症疾患医療センターの選定に係る申告事項（様式4）
- ⑤ 広島市北部認知症疾患医療センター設置予定場所位置図（様式5）
- ⑥ 各配置職員の経歴書（様式6-1、6-2、6-3、6-4）及び資格証の写し
- ⑦ 病院のパンフレット

※ 同一様式が複数枚になる場合はホチキス2か所止めで割り印をしてください。

※ ⑥について、配置職員が未定の場合（新たに職員を募集・採用する場合等）はその旨を記載してください。この場合資格証・免許証等の写しは必要ありません。

※ 様式は広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（広島市役所本庁舎2階）で配付するほか、以下URLの広島市ホームページ上に掲載していますので、応募者においてダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ninchisho/316964.html>

(2) 公募説明会の開催

募集要綱等に関する説明会を以下のとおり開催します。なお、**公募説明会への出席も応募の要件としますので、応募予定事業者は必ず出席してください。**

申込方法は、公募説明会参加申込書兼質問票（様式7）に必要事項を記入し、**令和5年2月13日（月）～令和5年2月17日（金）午後5時15分**までに以下のFAX又は電子メールに送信してください。

FAX 082（504）2136

電子メール hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp

（件名は「**広島市北部認知症疾患医療センター公募説明会参加申込書兼質問票**」としてください。）

申込書の受信確認後、**当日又は翌開庁日に説明会参加申込番号を記載した「広島市北部認知症疾患医療センター公募説明会参加票」をFAX又は電子メール（申込書を受信した方法）で送信しますので、届かない場合は至急御連絡ください。また、参加票は、公募説明会の受付で必要となりますので、当日御持参ください。**

(公募説明会開催日時等)

開催日時：令和5年2月21日(火) 午前10時00分～午前11時00分

開催場所：広島市中区役所3階第4会議室(広島市中区国泰寺町一丁目4番21号)

(3) 事前質問

応募に際して必要な項目に関する質問に対しては、公募説明会で回答しますので、質問がある場合は、公募説明会の申込みの際に、公募説明会参加申込書兼質問票(様式7)に簡潔に記入してください。

※ 電話、窓口等では受け付けません。

(4) 応募書類の提出場所

広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課(広島市役所本庁舎2階)

(5) 応募書類の提出期間・提出方法

令和5年2月28日(火)～令和5年3月9日(木)(ただし、土、日曜日を除く。)午前8時30分から正午まで又は午後1時から午後5時15分までの間に上記提出場所へ持参してください。郵送や前述の時間外及び期間外の提出は受け付けません。

① 持参については、代理人でも可とします。

② 応募受付と同時に受付確認書を発行します。

③ 修正は、応募の受付確認書を持参した場合のみ受け付けるものとします。

④ 応募書類の修正については、提出期間終了後は受け付けません。

⑤ 応募状況の問合せ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けません。

⑥ 応募を辞退する場合は応募の受付確認書と共に応募辞退届(様式8)を上記提出場所へ持参してください。

(6) その他

① 応募の際に要する経費は、全て応募した事業者(以下「応募者」という。)の負担とします。

② 提出された書類は返却しません。

9 応募の抹消

応募者が、応募書類の提出期間終了後、選定結果の公表までの間に以下のいずれかに該当した場合は、その応募を抹消し、また、選定の候補者となっている場合にはその対象から除外します。

① 提出期間内に応募書類が全て提出されなかった場合

② 募集要綱に違反又は著しく逸脱した場合

③ 申告内容に虚偽の内容が含まれていた場合

④ 本要綱7に定める応募要件のいずれかに該当しなくなった場合

⑤ 応募者又はその関係者が、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本市職員等の本件関係者と接触をもった場合

10 運営事業者の選定

(1) 運営事業者は、提出書類に基づき広島市北部認知症疾患医療センター運営事業者選定委員会が応募者の評価及び選定を行い、本市が決定します。

なお、本市が必要と認めた場合には、応募者に対して説明を求めることがあります。

(2) 運営事業者の選定については、応募要件を満たし、かつ、別紙2「広島市北部認知症疾患医療センター設置運営事業者評価基準」(以下「評価基準」という。)のうち共通項目による合計点数が満点の6割以上の評価を得た事業者を候補者とします。複数の候補者が生じた場合は、評価基準(加点減点項目を含む。)による順位付けを行い、最も高い評価を得た事業者を1事業者選定します。

(3) 運営事業者の選定後又は指定後であっても、本要綱7に定める応募要件を満たさなくなった場合又は応募内容と実際の運営状況等に重大な乖離があった場合は、選定結果を取り消し、又は指定の取消及び委託契約の解除を行い、次順位の候補者を指定する場合があります。これに伴い、運営事業者が損害を受けることがあっても、その損害を本市に請求することはできないものとします。

(4) 応募者名、選定に係る評価結果を本市ホームページに掲載します。

11 その他

- (1) 選定に当たり、提出書類に関する問合せ、追加書類の提出依頼やヒアリングを実施することがあります。
- (2) その他この募集要綱に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとします。

12 選定結果のお知らせ

選定の結果を令和5年3月下旬にお知らせする予定です。

13 問合せ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課

担当者：高原 若林

【TEL】 082-504-2648（直通）

【FAX】 082-504-2136

【E-mail】 hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp

(改正後全文)

老発0709第3号
平成26年7月9日
老発0626第3号
平成27年6月26日
老発0331第4号
平成28年3月31日
老発0327第5号
平成29年3月27日
老発0329第1号
平成30年3月29日
老発0403第1号
平成31年4月3日
老発0330第2号
令和2年3月30日
老発0329第1号
令和3年3月29日

一部改正

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

認知症施策等総合支援事業の実施について

認知症施策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

今般、認知症の人やその家族等にとって最も身近な基礎的自治体である市町村が上記体制の確立のための施策を展開するにあたり、都道府県等がその支援等を実施することを推進する目的で、「認知症施策等総合支援事業」各実施要綱を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等との連携の下、各地域における認知症の人への支援の充実並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

(別添 2)

認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

1 目的

認知症疾患医療センター運営事業（以下「事業」という。）は、都道府県及び指定都市が認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置することにより、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施することとする。また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り、事業の着実な実施を推進していくことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院又は診療所で、事業を行うものとする。ただし、当該病院又は診療所は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、指定の際には厚生労働大臣あて届け出るものとする。

3 設置基準

センターは、次のいずれかの基準を満たすものとする。

(1) 基幹型

基幹型は、平日、週 5 日の稼働を原則とし、以下のとおりとするが、②に係る稼働についてはこの限りではない。

① 専門医療機関としての要件

ア 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の（ア）から（ウ）を満たしていること。

（ア）専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が 1 名以上配置されていること。

（イ）公認心理師または臨床心理士等の専任の臨床心理技術者が 1 名以上配置されていること。

（ウ）医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が 2 名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、院内における精神科及び一般身体科の連携の

確保、専門医療施設との調整、地域包括支援センター等との連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整、診断後の相談支援など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センター等との連絡調整及び医療相談室の業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センター等との連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

ウ 検査体制について、以下を満たしていること。

(ア) 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

(イ) 脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

エ 認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

② 身体合併症に対する救急医療機関としての要件

ア 身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な体制が確保されていること。具体的には、救命救急センターを有するなど、身体合併症に係る三次救急医療又は二次救急医療について地域の中核としての機能を有すると都道府県知事又は指定都市市長が認めるものとする。

イ ①アに定める医療相談室が中核となって、認知症患者に対する救急医療の支援、リエゾンチーム等による一般病床に入院する認知症の人への精神科的ケースワークの実施、院内における研修会の開催等を通じて、精神科と一般身体科との院内連携が確保されていること。

ウ 上記の体制が確保されていることを前提として、休日、夜間における身体合併症やせん妄、妄想等の重篤な行動・心理症状を有する救急・急性期患者に対応するため、空床（当該病院の実状に応じ精神病床、一般病床のいずれも可とする）を確保すること。

なお、②又は①エの要件を満たせないものの、それ以外のすべての要件を満たすことができる専門医療機関については、当分の間、基幹型として指定できるものとする。その際、①エについては、(2)①エの要件を満たさなければならない。

③ 地域連携推進機関としての要件

- ア 地域の連携体制強化のため、都道府県医師会・郡市区等医師会などの保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、地域包括支援センター等から組織された認知症疾患医療センター地域連携会議（当該センターの所属する二次医療圏域等における関係者の連携会議。都道府県又は指定都市において、同様の機能を有する会議等を設置、運営している場合は、当該会議の活用で可）を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行う。
- イ 地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。
- ウ 認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症の人の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

④ 事業の着実な実施に向けた取組の推進機能

5（1）から（3）の都道府県の責務等について、都道府県及び指定都市と連携し、これらの取組を推進する中核的なセンターとして、その取組の推進が図られるようにすること。

具体的には、5（1）の都道府県認知症疾患医療連携協議会の運営、5（2）の事業の取組に関する評価等の実施、5（3）のセンター事業に携わる職員の研修等の推進に当たっては、基幹型に期待される役割・専門性を踏まえた積極的な関与を図ること。

なお、当該都道府県及び指定都市の実情に応じて、基幹型を設置しない場合においては、地域型及び連携型センターとの連携体制を構築する等により、当該機能を満たすことでも差し支えない。

（2）地域型

地域型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

① 専門医療機関としての要件

- ア 医療相談室を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。
- イ 人員配置について、以下の（ア）から（ウ）を満たしていること。
 - （ア）専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有す

る医師が1名以上配置されていること。

(イ) 公認心理師または臨床心理士等の専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

(ウ) 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センター等との連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整、診断後の相談支援など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センター等との連絡調整及び医療相談室の業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センター等との連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

ウ 検査体制について、以下を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置（MRI）を有していない場合は、それを活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置（CT）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（CT）を有しているとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

エ 認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下の（ア）又は（イ）のいずれかを満たしていること。

（ア）認知症の行動・心理症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。

（イ）身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症の行動・心理症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれて

いること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。

② 地域連携推進機関としての要件

(1) ③と同様の要件を満たすこと。なお、基幹型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合には、この限りではない。

(3) 連携型

連携型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

① 専門医療機関としての要件

ア 専門医療相談が実施できる体制が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の要件を満たしていること。

(ア) 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

(イ) 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等が1名以上配置されていること。

ウ 検査体制について、以下の要件を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制としてのコンピュータ断層撮影装置（CT）、磁気共鳴画像装置（MRI）及び脳血流シンチグラフィ（SPECT）を他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）により活用できる体制が整備されていること。

エ 連携体制について、以下の要件を満たしていること。

認知症疾患の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神科病院との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を確保していること。

② 地域連携拠点としての要件

(1) ③と同様の要件を満たすこと。なお、基幹型又は地域型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合には、この限りではない。

4 事業内容

(1) 専門的医療機能

① 鑑別診断とそれに基づく初期対応

ア 初期診断

イ 鑑別診断

ウ 治療方針の選定

- エ 入院先紹介
- オ かかりつけ医等との診療情報の共有

② 認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応

- ア 認知症の行動・心理症状・身体合併症の初期診断・治療(急性期入院医療を含む。)
- イ 認知症の行動・心理症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握(基幹型においては、空床の確保による休日、夜間の対応を含む。)

③ 専門医療相談

- ア 初診前医療相談
 - (ア) 患者家族等の電話・面談照会
 - (イ) 医療機関等紹介
- イ 情報収集・提供
 - (ア) かかりつけ医等医療機関との連絡調整
 - (イ) 保健所、福祉事務所等との連絡調整
 - (ウ) 地域包括支援センターとの連絡調整
 - (エ) 認知症初期集中支援チームとの連絡調整

(2) 地域連携拠点機能

① 認知症疾患医療センター地域連携会議の設置及び運営

都道府県医師会・郡市区等医師会など地域の保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センター等から組織された地域の支援体制構築に資するための会議の設置及び運営

② 研修会の開催

地域の認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修の開催及び他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力等

(3) 診断後等支援機能

認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるとともに円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関の他、介護支援専門員等地域の介護に関する関係機関、地域包括支援センター等との連携の推進を図るため、センターは地域の実情や必要に応じて、以下①・②のいずれか又はその両方の取組を行う。

① 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援

かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等の地域の関係機関

と連携の上、地域の実情や必要に応じて、診断後や症状増悪時において、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員を認知症疾患医療センターに配置し、必要な相談支援を実施。

② 当事者等によるピア活動や交流会の開催

既に認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施

(4) 事業の着実な実施に向けた取組の推進

当該都道府県及び指定都市の実情に応じ、基幹型が存在する場合には当該基幹型を中心として、基幹型が存在しない場合には地域型及び連携型が連携すること等により、下記5(1)から(3)の都道府県の責務等に記載された事業の推進を支援するものとする。

5 都道府県の責務等

都道府県及び指定都市は、事業の推進にあたり次の3つの取組を行う。

(1) 都道府県認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営

都道府県は指定都市がある場合は指定都市との連携体制を構築した上で、都道府県内の認知症疾患医療センターについて、都道府県医師会・郡市区等医師会などの保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、地域包括支援センター等から組織された「都道府県認知症疾患医療連携協議会」を設置し、事業の取組状況について共有する等、当該都道府県における事業の着実な実施に向けた取組に関する検討及び地域連携体制の推進を図る。

なお、既に同様の機能を有する会議等を設置、運営している場合は、その会議等を活用して差し支えない。

(2) 事業の取組に関する評価等の実施

都道府県及び指定都市は、自ら指定したセンターが実施する、4の事業内容の実施状況について、以下の留意する項目を参考としつつ、情報収集・分析を行うとともに、地域の実情を踏まえた評価を行い、必要な課題等の抽出及びその解決に向けた取組等の検討を行う。なお、当該検討にあたっては(1)の協議会等の活用を図るなど地域の保健・医療・介護関係者との連携を図ること。

(取組に関する評価等の実施にあたって留意する項目)

① 専門的医療機関としての機能

- 認知症原因疾患別の鑑別診断の実施
- 治療方針の選定に関すること(投薬、他医療機関への紹介等を含む)

- 記録・データ管理等に関すること（介護保険主治医意見書への記載等を含む）
- 認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期対応に関すること
- 専門医療相談の実施
 - ・相談方法（電話、面接、訪問別相談の実施 等）
 - ・相談件数
 - ・相談応需マニュアルの整備
- 診断後の相談支援の実施
 - ・相談対象者及び相談方法
 - ・相談内容
 - ・関係機関との連携状況 等

② 地域連携拠点としての機能

- 認知症疾患医療センター地域連携会議の運営状況
- 研修会の開催状況

③ センター事業に携わる職員の研修等（人材育成等）の実施状況

- 研修対象者及び研修の実施方法
- 研修内容 等

（３）センター事業に携わる職員の研修等の推進

都道府県及び指定都市は、（２）の結果等を踏まえ、事業の推進を図る上で必要な、センター職員を対象とした研修（事例検討等を含む）の企画等を行うこと。

6 国の補助

国は、この実施要綱に基づき都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院又は診療所の開設者が運営するセンターの運営に必要な経費（診療報酬により支出される内容は除く。）については、厚生労働大臣が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

広島市北部認知症疾患医療センター運営事業者評価基準(令和4年度)

別紙2

1 共通項目・配点【配点:200点】

区分	評価項目	評価のポイント	配点	
運営方針 (様式3)	事業所運営の基本方針	運営方針が明確に記されているか。	市指定センターとして果たすべき役割を理解した上で運営方針が明確に記されているか。	10
		公正・中立性の確保及びセンター運営に関する法令遵守の方策が記されているか。	市指定センターとして、公正・中立性の確保及びセンター運営に関する法令遵守に対する具体的な方策が立てられているか。	
	業務実施計画	専門医療相談業務について目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	専門医療相談業務を理解した上で目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。	25
		専門医療機関としての業務について目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	専門医療機関としての業務を理解した上で目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。	
		急性期入院医療の休日・夜間における緊急対応について具体的な実施計画となっているか。	休日・夜間において身体合併症等の急性期入院医療に緊急対応できるよう具体的な実施計画が記されているか。	
		地域連携業務について目標を設定し、具体的な実施計画となっているか。	地域連携業務を理解した上で目標を設定し、その達成のため具体的な実施計画が記されているか。	
	連携に対する考え方	地域のかかりつけ医等との連携に対する考え方や具体的な連携方法が記されているか。	かかりつけ医等との連携の必要性を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。	20
		介護関係者や行政等との連携に対する考え方や具体的な連携方法が記されているか。	介護関係者や行政が果たす役割を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。	
		鑑別診断や急性期入院治療を行うに当たり他病院や広島県精神病院協会等との連携に対する考え方や具体的な連携方法が記されているか。	他病院等と連携する必要性を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。	
	組織	本市が指定する他のセンター及び広島県が指定するセンターとの連携方法が具体的に記されているか。	センター同士の連携の必要性を理解するとともに、その連携が確保される計画となっているか。	20
研修	急な職員の退職等においても指定基準を遵守できる運営組織体制か。	必置職員※が欠員とならない具体的な方策が記されているか。(代替職員候補の有無、配置換えや職員募集等の代替職員の選定方法等) ※医師、臨床心理技術者並びに医療相談室の精神保健福祉士又は保健師等		
個人情報保護	センター職員の研修(資質向上)計画が具体的に記されているか。	センター職員の研修内容について具体的に計画されているか。		
特筆すべき事項	個人情報保護の対策はできているか。	個人情報の保護の具体的な運用が定められているか。また、マニュアルは整備されているか。		
センターの設置基準に関する項目 (様式4 様式6)	相談室の整備	センターの運営に関して特筆すべき事項があるか。	その他特筆すべき事項(認知症医療や地域連携、職員の処遇改善等の独自の取組について等)があるか。	10
	職員の確保	相談者の利便性やプライバシーに配慮した医療相談室となっているか。	認知症疾患患者専用の相談窓口や相談者のプライバシーに配慮した個室の相談室等を整備するか。	25
認知症診療等の実績に関する項目 (様式4)	認知症診療の実績	センターの設置基準に定める最少必要数を超える数の職員を配置するか。	センターの設置基準を上回る数の職員(医師、臨床心理技術者、医療相談室の精神保健福祉士又は保健師等)を配置するか。また、医療相談室の精神保健福祉士又は保健師等を補助する職員を配置するか。	
		センター指定日において、認知症医療に係る業務経験がある職員を配置するか。	臨床心理技術者として認知症医療に係る業務経験がある職員を配置するか。 医療相談室の精神保健福祉士又は保健師等(2名)として認知症医療に係る業務経験がある職員を配置するか。	
	地域連携の取組実績	認知症医療に積極的に取り組んでいるか。	認知症医療(専門医療相談・鑑別診断・神経心理検査・かかりつけ医等との連携)についての取組の実績はあるか。	20
受診等の利便性 (様式5)	認知症診療等の実績に関する項目 (様式4)	急性期入院治療(自院への入院、連携病院への入院)の実績はあるか。	急性期入院治療(自院への入院、連携病院への入院)の実績はあるか。	
		広島県や広島市が行う認知症医療体制の充実対策に協力しているか。	認知症サポート医、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者を配置しているか。	
受診等の利便性 (様式5)	認知症診療等の実績に関する項目 (様式4)	地域連携に積極的に取り組んでいるか。	地域連携(認知症や高齢者虐待に関する研修会や会議、一般住民を対象とした講演会、認知症に関する情報発信)の取組実績はあるか。	20
		利便性が良い場所に設置するか。	認知症疾患医療センターとしての立地が適切か。 最寄りの公共交通機関からの距離が近く、受診し易い場所に設置されているか。	

2 加点点項目・加点点【加点点:20点点】

区分	評価項目	評価のポイント	加点点	
認知症診療体制等に関する項目 (様式4)	診療体制	認知症疾患の行動・心理症状や身体合併症等に係る複数の診療科を有しているか。	認知症疾患の行動・心理症状に対する診療科(精神科や神経内科等)や身体合併症に対する診療科(内科や外科等)を標榜しているか。	10
		認知症疾患の専門病棟を有しているか。	認知症治療病棟入院料の施設基準の届出受理医療機関であるか。	
	検査体制	より効率的かつ的確に診断を行うため、同一敷地内で検査を実施できる体制か。	同一敷地内でMRI、SPECTを実施できるか。	5
急性期対応	行動・心理症状と身体合併症のいずれの急性期入院治療にも同一敷地内で対応できる体制か。	一般病床及び精神病床をともに有しているか。	5	

3 減点点項目・減点点【減点点:25点点】

区分	評価項目	評価のポイント	減点点
医療機関の適正運営 (様式4)	医療機関として適正に運営されているか。	健康保険法第73条、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定に基づく「保険医療機関等の指導及び監査」において、行政措置を受けたことがあるか。	▲25
		医療法第25条の1に規定される立入検査において、指導を受けたことがあるか。	
		上記以外で、労働基準法等労働者使用関連法令その他の病院運営に関する法令に違反するなど、社会的影響を及ぼしたことがあるか。	